

# 医療安全対策の指針

当院は、医療事故を防止し安全かつ適切な医療を提供するため、安全な医療の提供、医薬品の安全管理、医療機器の安全管理に対する取り組みを行っています。また医療相談窓口を設置し、患者様及び家族様からのご相談やお申し出を、医療安全の管理に活かしてまいります医療に対する不安や、入院生活に対する不安があるときは、看護職員や医療相談窓口の職員にご相談ください。

## ・医療安全対策の基本方針

「患者さんの安全確保と医療事故を未然に防止する」という明確な姿勢の下、安全管理体制の整備を継続的に行います。

## ・医療安全委員会の設置と、継続的な活動の実施

院内に医師、看護師、薬剤師、診療部、事務部等、各領域の職員により構成する医療安全委員会を設置し、月に一度開催します。当委員会は、危険な事象等を総合的に検討、分析し、医療安全対策の立案、啓発・教育等を組織の中心となって行います。

## ・インシデントレポート(事故やヒヤリハットの報告制度)

医療現場での事故や、事故には至らなかったが「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした事象について、それに直面した職員が「インシデントレポート」を作成、報告し、医療安全委員会で起こった状況や原因を分析し、対策をとり、再発を防止します。

## ・医療事故発生時の対応

院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。また、院内のみでの対応が不可能と判断した場合には、他の医療機関に応援を求め、必要な場合はあらゆる情報、資材、人材を提供する。

## ・医療安全対策マニュアルの整備と配備

医療安全委員会は、「医療安全対策マニュアル」を編集・制作し、各部署に配備します。また、必要に応じ、隨時、改訂を行い、職員への教育・訓練に反映します。

## ・職員を対象とした医療安全対策研修の実施

職員の医療安全に対する知識と、意識の向上を図ることを目的に、医療安全対策研修を毎年2回以上実施します。

## ・患者さんからの相談への対応

医療安全に関する患者さんからの苦情や相談に対応する「医療相談窓口」を設置し、相談内容から問題点や課題を明らかにし、改善を図ります。

【医療相談窓口】電話 049-252-5121(代)

## ・安全管理の徹底

安全管理を組織全体で徹底するため、この指針をはじめ、医療安全対策マニュアルを、状況に合わせて改訂し、職員への周知・徹底を図ります。



みずほ台病院